

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**厚生労働省による個人防護具の配布の実施について（情報提供）**  
**～申込は行政オンラインシステム／10月25日～**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

同通知は、国事務連絡等を踏まえ、前年度に引き続き個人防護具の配付を下記のとおり実施する旨、知らせるものです。

配付を希望する場合は、行政オンラインシステムを通じた手続きが必要ですが、下記の点にご留意をお願いいたしたく存じます（詳細は大阪府通知をご参照ください）。

●大阪府通知より引用

- ・配布品目は、N95マスク（DS2マスクを含む）、アイソレーションガウン、プラスチックガウン、サージカルガウン及び非滅菌手袋のみです。
- ・配布物資は全て、使用推奨期限が来年度（令和7年度）中に切れるものとなります。最短で、令和7年4月に期限が切れる物もあります。使用できる期間が非常に短い物資であることをご了承ください。
- ・配布にあたり、希望数量が多数に上る場合は、国が配布数量を調整する場合があります。その場合、感染症法に基づき大阪府と医療措置協定を締結している医療機関が優先されます。そのため、希望があっても、数量調整による減量や、そもそも配布されない場合がありますのでご注意ください。
- ・配送スケジュールが遅れた場合、使用できる期間は更には短くなりますが、お申し込み後のキャンセルはできません。状況次第で、物資が手元に届いた直後に使用推奨期限が切れるということも起こり得ますので、そういったケースの発生も想定し、必要部数をお申し込みください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

＜追記＞医療措置協定を締結している医療機関に対しては、大阪府より案内メールが直送されています。（申込は大阪府行政オンラインシステムのみ）。

記

■大阪府通知より引用

**1 配布の内容について**

- N95マスク（DS2マスクを含む）、アイソレーションガウン、プラスチックガウン、サージカルガウン及び非滅菌手袋について、希望に基づく配布を実施します。
- 配布にあたり、希望数量が多数に上る場合は、国が配布数量を調整する場合があります。その場合、感染症法に基づき本府と医療措置協定を締結している医療機関が優先されます。そのため、希望があっても、数量調整による減量や、そもそも配布されない場合がありますのでご注意ください。

- 配布物資は全て、使用推奨期限が来年度（令和7年度）中に切れるものとなります。最短で、令和7年4月に期限が切れる物もあります。使用できる期間が非常に短い物資であることをご了承ください。  
（物資は国が保管しており、使用推奨期限の詳細については国（添付資料【国事務連絡】に連絡先記載）にお問い合わせください。）
- 配送スケジュールが遅れた場合、使用できる期間は更に短くなりますが、お申し込み後のキャンセルはできません。状況次第で、物資が手元に届いた直後に使用推奨期限が切れるということも起こり得ますので、そういったケースの発生も想定し、必要部数をお申し込みください。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、予めご了承ください。
- 各物資の申込枚数は100枚単位で、非滅菌手袋は最低300枚からのお申込みとなります。
- 配布物資は国から直接配送されます。各物資は必ず受領いただくものとし、**どのような事情があろうとも、お申し込み後のキャンセルや数量変更は一切認められません。その条件をお受けいただける場合のみ、お申し込みください。**
- 配布された個人防護具は自ら使用するものであり、転売はできません。転売が発覚した配布対象施設については、緊急配布を含めて、今後は原則として配布が行われませんので、ご承知おきください。

## 2 配布物資の申し込み手続について

- 配布が必要な場合は、令和6年10月25日（金）までに大阪府行政オンラインシステムにて、配布先の所在地や希望する物資の数などの情報をご回答くださいますようお願いいたします。配布が不要の場合、回答は必要ありません。  
なお、お申し込み方法は行政オンラインシステムのみとさせていただきます（FAX等不可）ので、予めご了承くださいますようお願い致します。
- 物資の配布については、国が配布数等を整理し、令和6年12月を目途に順次配送を開始し、令和7年3月中に配送を完了する予定です。希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合があります。また、配送予定時期の変更が生じる場合があります。  
なお、配送日時について、事前の連絡はございませんのでご了承ください。（誠に申し訳ございませんが、事前連絡の対応はお受けいたしかねます。）
- ※令和5年度に実施した際は、配送スケジュールが4か月ほど後ろ倒しになりました。今年度も同様の状況が発生する可能性があります。配送遅延が起きた場合であってもキャンセルはお受けできませんので、それを踏まえた上で申し込み要否をご判断願います。
- 重ね重ねの注意となりますが、本配布に関して、お申し込み後のキャンセル・数量変更等は、いかなる理由があろうとも一切お受けできません。回答提出後はこの点についてご同意いただいたものとしてお取り扱いをさせていただきますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

### ●問い合わせ先

- 1) 配布物資そのものに関する内容（銘柄、素材、使用推奨期限等）は、厚生労働省まで。  
03-3595-3454（直通）
- 2) 大阪府行政オンラインシステム」の操作方法に関すること  
府民お問い合わせセンター：06-6910-8001（平日9：00～18：00）
- 3) 本事業の内容に関すること  
大阪府健康医療部感染症対策課計画調整グループ：06-4397-3612（平日9：30～17：30）



（←大阪府行政オンラインシステム）

大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)

# 大阪府行政オンラインシステムの使用方法(簡易版)

【大阪府行政オンラインシステム URL】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



1. 「大阪府行政オンラインシステム」のログインを行ってください。

(大阪市にも似た名前の別システムがあります。お間違えのないようご注意ください)

ログインに必要なアカウント(利用者 ID・パスワード)がない方は、新規登録※を行ってください。

※ 前回申請した方や、他の補助事業等で本システムを利用したことのある方は、アカウントをお持ちです。

ただし、「個人として登録」したアカウントは、本申請手続きには使用できません。

必ず、「事業者として登録」したアカウントからログインしてお申し込みください。

どちらかをクリック

手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問

ログイン

新規登録

## 大阪府行政オンラインシステム

※「新規登録」を行う場合

必ず「事業者として登録する」を選択し、アカウントを作成してください。

個人として登録する

個人としてご利用の方はこちらから。

事業者として登録する

個人事業主(自営業など)もしくは法人としてのご利用の方はこ

2. ①「手続き一覧(事業者向け)」をクリックし、②キーワード検索で「個人防護具」と検索してください。

③【●●●●】個人防護具の配布希望調査のうち、ご自身が該当する種別【病院・診療所/薬局・訪問看護事業所/歯科診療所/助産所】をクリックし、調査の回答フォームに進んでください。

※種別によって必要な回答項目等が異なりますので、必ずご自身が該当する種別を選択してください。

※回答を途中で中断する際は、「あとで申請する」で回答状況を保存できます。

①

ホーム

手続き一覧(個人向け) 手続き一覧(事業者向け) ヘルプ よくあるご質問 ログイン 新規登録

申請できる手続き一覧

キーワード検索 ②

個人防護具 検索

条件を指定して検索

カテゴリ 組織 利用者情報

健康・福祉

生活・環境

産業・労働・まちづくり

教育・文化

③ 該当件数 4 件

条件をリセットして全件表示

【01病院・診療所向け】個人防護具の配布希望調査

【02薬局・訪問看護事業所向け】個人防護具の配布希望調査

【03歯科診療所向け】個人防護具の配布希望調査

【04助産所向け】個人防護具の配布希望調査

行政オンラインシステムの操作方法についてご不明な点は、「よくあるご質問」をご参照ください。

【URL】 <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/faq>

以下にその一部を抜粋して掲載いたします。



Q. 「利用者 ID」を忘れた場合、どうすればよいですか。

- A. 利用者 ID はメールアドレスとなります。利用者 ID に有効期限はありません。  
登録したメールアドレスを忘れた場合は、再度「新規登録」を行ってください。  
なお、過去に登録済のメールアドレスを使って「新規登録」することはできません。  
※ 新規登録をする際は、必ず「事業者として登録」をご選択ください。

Q. 「パスワード」を忘れた場合、どうすればよいですか。

- A. ログイン画面の「パスワードを忘れた方はこちら」を選択していただき、  
利用者登録を行った「メールアドレス」と「氏名」(事業者の場合は「担当者名」)を入力してください。  
入力された登録済みのメールアドレス宛に、「認証コード」を記載したメールが送信されますので、  
パスワードの再設定の画面にて、認証コードと新しい任意のパスワードを入力し「変更する」ボタンを  
クリックしてください。

こちらをクリック

手続き一覧（個人向け）   手続き一覧（事業者向け）   ヘルプ    よくあるご質問 

**ログイン**   **新規登録**

大阪府行政オンラインシステム

もっと便利に。

利用者ID（メールアドレス） **必須**

パスワード **必須**

ログイン

**パスワードを忘れた方はこちら**

利用者の新規登録はこちら

Q. 「パスワード」の設定ルールや有効期限について教えてください。

- A. パスワードの設定ルールは8文字以上、100文字以内で、以下の条件を 2つ以上満たす  
必要があります。  
① 英字（大文字） ② 英字（小文字） ③ 数字 ④ 記号  
なお、パスワードに有効期限はありません。また、過去の変更履歴を確認することはできません。

行政オンラインシステムの操作方法については、「よくあるご質問」をご確認ください。  
その上で、ご不明な場合のお問い合わせ先はこちら。

府民お問い合わせセンター   06-6910-8001（平日 9:00 ～ 18:00）